

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	301
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	銀行法第12条の趣旨(=銀行の業務範囲に一定の制限を課して、預金者の資産や取引の安全を害する事態を回避すること)等を踏まえた上で、特区内での銀行店舗等営業用不動産の有効活用の申請について、優先的な処理
意見提出者名	大阪市
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">・ 統廃合店舗は営業用不動産として認められるのか。また、認められる場合、その機能、利用形態等の基準を示されたい。・ 統廃合店舗を売却までの期間、一時的に賃貸する場合、 契約期間、賃貸先業態、 その他要件について基準を明示されたい。・ 有効活用の範囲に、店舗を建替えのうえ賃貸することは含まれているのか。
意見に対する回答	自己の使用に供する目的をもって取得し所有する営業用不動産の有効活用事案について、銀行法第12条(他業禁止規定)に違反するか否かについては、その判断の対象となる行為の事実関係により異なるものであり、具体的な事実関係に即し、法令の規定に照らして、各事案ごと個別に判断するのが適当である。よって、本特例措置に則り個別に照会いただければ、優先的にその可否についての回答を行う。
担当省庁名	金融庁